

市民のみなさまへ

## 「岡山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)」についてのご意見募集の結果について

### 1 募集期間

令和2年1月16日(木)から令和2年2月6日(木)まで

### 2 改正案の閲覧場所

- ・議会事務局(市役所議会棟2階)
- ・情報公開室(市役所本庁舎2階)
- ・保健管理課(保健福祉会館7階)
- ・保健所衛生課(保健福祉会館2階)
- ・各区役所・支所・地域センター
- ・各公民館

※本市議会のホームページ([http://www.city.okayama.jp/gikai/gikai\\_00340.html](http://www.city.okayama.jp/gikai/gikai_00340.html))

### 3 提出方法

電子メール、ファクス、郵送、持参又はホームページの入力フォームのいずれかの方法

### 4 提出先

岡山市議会事務局調査課広報係

### 5 ご意見募集結果

ご意見数 : 以下のとおり18件(持参7件、郵送2件、ファクス3件、入力フォーム6件)の提出がございました。

件数	条項等	ご意見の概要
1	第2条  第5条第2項	現行の「動物」の定義では、現状の問題点を包摂しないと考えます。「人が飼養」と定義すると、「飼い主」と対になることになり、(主に猫が想定されるが)「野良」「半野良」又は「たまたま餌をやっているだけ」「飼っていない」「所有者・飼い主がいないようなのでかわいそうで」などの言説に十分には対応できないと思われまます。  5条2項の規定は、いわゆる「配慮義務」ととどまり、実効を期待できるか現状では不明です。首輪がついているが「野良」、A

		<p>さんが給餌しているが飼っていないと言う、などの曖昧部分に焦点をあてた条文・項が必要と考えられます。本来この条文が述べたいであろう意味を当方なりに勝手にくみ取ると、「動物 人が飼養（保管を含む。以下同じ。）する種類の動物のうち、いわゆるペット・動物」ということかと想像します。これでも曖昧で、例えば畜産家が業として生産あるいは肥育している牛のうち一頭をペットだとしたときは含まれるのかとか…。結果、同項内の「ほ乳類、鳥類及びは虫類」を特定記述することが、魚類、両生類などを含まないことになり、含まないことが他の法律・条例等から当然なのか、単なるモレなのか不明です。およそ「動物の愛護及び管理」問題の過半を占めるだろう犬猫に的を絞った条例なのか、それとも条例が定義したいであろう「動物」に焦点を当てたものなのか、はたまた一般に「ペット」とされる動物なのか、定義の曖昧さを回避されるのが賢明かと思います。</p>
2	<p>第 10 条</p> <p>その他</p>	<p>所有者のいない猫については、文字通り人が所有しているわけではないので、いくら「等」をつけたとしても、「飼い主の順守事項」と同じにしない方が良い。所有者のいない猫については、条文を独立させて規定しないと、市民に猫にエサを与えていると猫を飼っていることになるとの誤解を与えかねない。第 9 条が犬の飼い主の順守事項となっているのに、猫に「等」をつけるのもおかしい。取って付けた感がある。</p> <p>条例作成に際して、どのようなまたいくつの団体の意見を聞いたのかが不明です。獣医師会、様々な動物愛護団体や岡山市保健所の意見を聞いたのでしょうか。ある市議の話だと、犬に関しては 1~2 団体の話を聞いたが猫に関しては聞いていない状態だと聞きました。獣医師会の話も聞いていない状態で立法するのは早急すぎるのではないのでしょうか。 条文全体から動物に関する知識や愛護活動に関して一方向から見た考え方で対処している感覚を受けます。例えば、所有者のいない猫に対して給餌等を行う者に対して、「繁殖を防止し」、「健康及び安全を保持し」、「生活環境を損なわないよう努め」、「周辺住民の理解を得る」ことが、一人のできる人はどれほどいるのでしょうか。できる力がある人がしない場合はこの条文で良いですが、全ての人ができる人とは限りません。車を持っていないので、不妊化手術のために病院へ連れていくことができない人もいるだろうし、足が悪いとか、重いものを持つことができない人に猫を捕獲しなさいと言っても無理</p>

		<p>でしょう。地域でこのような方が孤立せず、かつみだりに繁殖するのを防止し、人と猫が共生できる地域づくりを目指し、地域と非営利団体が活動を支える協働の仕組み作りを行っているのに、この条文では、地域との連携が絶たれています。所有者のいない猫対策は、給餌等を行う者だけが行うのではなく、地域ぐるみで理解して助け合って対策していくのを理想としていることが考慮されていません。このように、全体的に調整不足が散見されるので、2月の市議会での議決を見送り、もっと関係団体からのヒアリングや調整を行ってから議決を行った方が良いのではないかと提案します。</p>
3	第10条	<p>「3. 主な改正点」(4) 飼い主等の責務・遵守事項の③の内容は市民の遵守事項としているのに、10条2項では所有者のいない猫に対しても、猫の飼い主に対しての遵守事項となっていて、内容が異なっている。</p> <p>上記理由により改正点(4)の③項目は、(5)市民の遵守事項に変更してほしい。</p> <p>2項については、市民の遵守事項として独立した条文に変更してほしい。</p> <p>所有者のいない猫にエサを与える行動をする人は、猫の不妊化をしてもらい、トイレの設置等は必要と考えるが、それはその猫の自然の寿命を全うさせる事にすぎず、これを飼い主とされてしまうと、全ての責任を課せられ、今まで不妊化に努めてきた人が去ってしまう可能性もあります。→基本理念から外れるのでは？</p>
4	第10条	<p>第2項で、繁殖の防止や健康・安全の保持、さらには周辺地域の生活環境を損なわないような措置を、反復して給餌する“個人”の責任としている。しかしながら、可愛そうな猫に対して、まったくのボランティアで餌を買い、なかには不妊・去勢手術まで行っている“個人”が、なぜ、そこまでの責任を負わねばならないのか。地域に生息する動物は、地域の一員であるというのが、この条例の主旨ではないのか。それを“個人”に負わせるのではなく、地域の問題として取り組むべく、町内会活動への指導、地域の愛育委員とかを通じた理念の徹底を図るべきであると考えます。</p>
5	その他	<p>当条例は、他の市町村と足並みを揃える内容であると考えますが、そんなレベルに留まっていたら、問題は解決しない。もっと、効果的で、かつ独自性のあるものを期待する。例えば、アメリカのカリフォルニア州などで始まっている、「ペットショップで保</p>

		<p>護動物以外を販売することを禁止」という条例を、日本で初めて（？）制定してはどうか。これにより、ペットショップの道義的問題はもとより、野良猫等の問題の解消にも寄与すると考える。また、岡山市としての独自性を内外に発信することにも繋がるはずである。</p>
6	<p>第8条第6号</p> <p>第9条</p> <p>第21条</p> <p>その他</p>	<p>犬の生理や習性（マーキング etc.）に対しての知識理解がないと思います。室内飼の場合、全て室内でトイレを済ませるのでしょうか！？</p> <p>綱もしくは鎖でつなぎ、さく・おりの囲いの中で収容して飼う！？「動物共生社会の実現」とは程遠いと感じられる。「どうぶつ基金」参照してください。</p> <p>「薬物を使用し、これを掃討することができる」毒殺を意味しているのであれば周辺の動物（飼い犬・猫他含む）、野生の動物、子供 etc.への危険が極めて高く、決して行ってはいけない行為だと思う。</p> <p>センター・保健所から出す犬猫（月齢が足りた個体）については、去勢・避妊・狂犬病ワクチン接種をして送り出して欲しい。（ボランティアで不妊・去勢をしないまま逃げられるケースが後をたたない）</p> <p>土・日及び連休中の保護犬・猫の措置に対して考慮して欲しい。</p>
7	<p>第5条</p> <p>第8条第6号</p> <p>その他</p>	<p>俗にいう餌やりさんですが、東山附近では餌やりさん猫たちに対して暴力的な態度や暴言をはく方がおり近隣住民はその方を恐れています。何度もその場に遭遇しました。確かに責任なく餌を与える事は、迷惑行為ではありますが、そう言う方はもっと問題があると思いますので啓発する文言を加えて欲しいと思います。</p> <p>「あらかじめ…排せつさせるよう努める」は動物を飼育した経験のない方が考えた文章でしょうか？常識的ではないと思います。高齢者、乳幼児などと同様「あらかじめ…家で排せつさせてから外出…」と同じことです。回収用具を携帯しマナー遵守の一説でよいかと。犬を飼ったことのない無知な方の意見もしくは犬嫌いな方では？</p> <p>全般に対して、もっと動物に愛情をもって条例の改定をお願い致します。他の県はもっと上を目指して取り組まれています。</p>
8	第10条	<p>猫の飼い主等で一括りにするのは違和感がある。飼い猫と所有者のいない猫及び岡山市が勧めている地域猫とは区別して欲し</p>

	その他	<p>いです。飼い主のいない猫に給餌しているだけで飼い主と誤解される。もっと地域猫活動の推進も明文化していただきたい。</p> <p>まだ煮詰まっていない感じがする。とりあえず改正の実績が優先している感が否めない。動物専門団体、学者、いろいろな NPO 法人（動物愛護以外も）などの意見を幅広く聞いてください。改正するなら実を伴うものに。もっと具体的に事業をいれてください。</p>
9	第9条  第4条	<p>犬の飼い主の遵守事項として、リード（綱）や鎖を片時も外すことのないように飼育することが義務付けられていますが、動物共生社会の実現が求められるなら、犬の側にも立って場合によってはリード（綱）や鎖を外すことができるように飼育することが必要ではないでしょうか。</p> <p>具体的には、第5号で「必要に応じて、しつけを行うこと」となっていますが、犬だけをしつけるのではなく、人間が犬を飼う上に必要な基本的な知識を身につけることが先決ではないでしょうか。犬は特に初対面の犬同士の場合、警戒心から吠え合い喧嘩をするもので、犬同士を近づけると喧嘩をするからと飼い主同士も近づかず、結果人間も仲良くなれない。犬同士が仲良くなれば、人間同士も仲良くなるはずですが、犬の挨拶の仕方も知らない飼い主が多すぎる（ほとんど）のが現状だと思います。</p> <p>従って、犬の性質を含めて「しつけ教育を義務化する」又は、「しつけをすることを積極的に推奨する施策」が必要ではないでしょうか。</p> <p>犬を自由に遊ばせるドッグランの施設は民間運営が中心で、近隣住民に配慮してか、住宅地からかなり離れた場所にあり、値段も比較的に高く常時利用するには不便でもあります。</p> <p>そこで、第2号で「市は、基本理念に則り、動物共生社会の実現に資する公共空間の創設、維持、管理等に努めるものとする」とされていることから、住宅地近辺における河川敷等、利用可能な公共エリアを解放し、市の運営、または民間委託によるドッグラン又は、犬が自由に遊べる施設を設けて頂きたい。</p> <p>以上の点は、住宅地においてもペットの飼えるアパートが増えている現状からして、今回の条例改正の目的でもある「動物共生社会の実現」に資することになるのではないのでしょうか。</p>
10	第21条	<p>薬物を使用するという事は、その薬物を管理するのは難しいと思われる。だれが口にするかわからない。</p>

	(第8条)	<p>犬社会では、マーキングは唯一の楽しみのひとつです。我家では家で排せつは出来るだけすませていますが決めてしまうのは無理です。</p> <p>高齢者にとって(私も)子供が家にはいなくなり本当にいい相棒です。幸せをいっぱいもらっています。</p>
11	第8条第6号  第21条	<p>これには少し異議あり。小犬の時から成犬になるまで外でする癖がついているので今更どうにもなりません。ウンチは持って帰りオシッコは流します。大体の人がそうしています。</p> <p>これも異議あり。野犬にしたのは人間です。野犬だって命です。薬物で殺生なんてもつての他です。他のいい方法を考えて下さい。殺生は反対です。</p>
12	第9条	<p>「固定した物に綱若しくは鎖で確実に繋いでおき、又はさく、おりその他の囲いの中に収容しておくこと。」は、動物たちにみだりに苦痛を与える動物たちの心身の健康及び安全の保持を著しく損なう虐待です。「逸走できない建物内にて保護する。」に変えてください。</p>
13	第4条  第8条第6号  第11条第2項  第21条	<p>市が公共空間の創設を考えるならば、シェルターが第一案と思う。市の保護収容の生活環境の改善をしてください。</p> <p>こんな条例は聞いたことがない。排せつ物を持ち帰らない場合には罰金刑!</p> <p>「市は前項の施策を推進するに当って、市民等の意見が十分に反映」…となっているが市民との話し合いをどの位したのか?</p> <p>薬物を使用して殺すは市条例に入れる必要はない。</p>
14	第8条第6号  第21条	<p>飼養施設から連れだす前に当該施設において排せつさせる? この条項は犬の散歩を理解していない! 他国では聞いたことがない!</p> <p>薬物をむやみに使う事を市の条例で入れる必要はない! これは有事(狂犬病)の時に国が定める法律である。</p>
15	第7条 第8条第6号  第21条	<p>取り扱える動物取扱業者の質を改善する。</p> <p>これは犬を飼ったことがない人が作った文章ではないか?</p> <p>排せつ後の散歩とは…ありえません。</p> <p>野良犬掃討に薬物使用という言葉が岡山市の条例に使っているものではないでしょうか?</p>
16	第8条第6号	<p>犬は散歩の時に排せつと運動をする事が重要な事で「当該施設において排せつさせるよう努める」は必要のない条例! マナーを守るのは飼い主であり罰金を決めフンの置きっぱなしを処罰す</p>

	<p>第 12 条第 3 号</p> <p>第 21 条</p>	<p>る。</p> <p>災害が発生した場合に必要な措置を講ずるとなっているが、その前に必要なことは飼犬猫の不妊と去勢手術。</p> <p>野犬に対して収容が著しく困難であるからと言って薬物を使用とは時代に逆行している岡山市条例、これは国の法律だけで十分。市条例に必要なし。</p>
17	<p>第 4 条第 2 項</p> <p>第 7 条</p> <p>第 8 条第 6 号</p> <p>第 21 条</p>	<p>公共空間の創設について、まず保護され市に収容される犬猫シェルターが第一優先施策で。</p> <p>むやみに犬猫を繁殖させ、結果不幸な犬猫が増える事になるのでブリーダー（取扱業者）のレギュレーションをきびしくしてほしい。</p> <p>諸外国でも前例のない「当該施設において排せつさせる」は後進国の考えですか？時代は逆行？ですか？</p> <p>薬物を使用して離れている犬を東京文京区の公園で毒殺した件で大変なさわざになりました。狂犬病予防法で国が発令するならいざしらず市の条例として未だに削除せずに放置しているのは勉強不足では。</p>
18	<p>第 10 条第 2 項</p> <p>第 16 条</p> <p>第 8 章 罰則</p>	<p>所有者のいない猫に対し、継続的に又は反復して給餌を行うものは、近隣住民（猫の活動範囲半径〇〇メートル以内に居住しているもの）と地区の代表者である町内会長（または地区長）の許可を得なければならない。</p> <p>所有者のいない猫に、地域住民の許可を得ずに餌を与えるものは、終生家猫として責任をもって飼育しなければならない。家猫として飼育せず、近隣住民に糞尿被害や繁殖、財産に対する侵害（猫除けの薬剤、ネットの購入等）で迷惑をかけた場合は、金銭的なものを含めその責任をすべて負うものとする。</p> <p>2 項に次を追加をお願いします。</p> <p>やむを得ない理由については、近隣住民や町内会長（または地区長）の許可を得ずに、所有者のいない猫に給餌しているものが、周辺住民の居住地や田畑への糞尿被害を放置し地域の生活環境を損なっている場合、また所有者のいない猫が周辺住民の庭や倉庫などで子を産み、給餌するものが適切な繁殖防止に努めていないと認められる場合を含む。</p> <p>放し飼いの犬の罰則を考えていただき、ありがとうございます。</p>

貴重なご意見ありがとうございました。

ご意見をもとに行った会議での、主な議論の結果は次のとおりです。

条項等	意見の摘要	議論の結果
第 8 条	「あらかじめ家で排せつさせる」のはありえない。	他都市の条例や環境省のガイドラインを参考に「なるべく自宅(飼養施設)で排せつを済ませてから散歩に行くようにしましょう」という趣旨で規定していましたが、ご意見を踏まえて、「排せつさせるよう努める」という努力義務を課す規定を「排せつするよう促す」という規定に改めるとともに、適宜啓発等を行ってまいります。
第 10 条	地域猫活動推進の明文化を。 2 項は条文として独立させるべき。 所有者のいない猫について迷惑している。	この条項の趣旨は、野良猫に対する無責任な餌やり問題について、個人、法人、町内会、任意の団体に限らず、広く遵守事項として規定するものです。現在地域で取り組まれている地域猫活動、TNR活動等を否定したり批判したりするものではございません。地域猫活動の推進事業につきましては、第 11 条の市の施策として取り組むことを検討しており、ここでは無責任な給餌等を行うのではなく、責任をもって欲しいという趣旨で規定しております。
第 21 条	薬物使用を条例に入れるべきでない。	実際には、ここ何年も薬物が使用された事例はありませんが、有事の際の最終手段として、この規定は残しておきます。 もちろん、薬物を使用する際は、周辺への周知、影響など十分配慮して対応します。

お寄せいただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

プロジェクトチーム 一同